

5 化学物質適正管理指針の概要

1 目的

この指針は、条例第 46 条第 1 項の規定に基づき、事業者が化学物質を自主的に適正に管理するために講ずべき措置等について定めることを目的としている。

2 化学物質の適正管理の方法

事業者が化学物質を適正に管理するための対策や取扱量の算出方法等を定める。

事業者は化学物質の管理方針を定め、それに即した管理計画を実施し、継続的に見直すことにより自主的な管理の改善を図る。また、事業者は化学物質に関する情報を収集し、取扱量を把握した上で、取扱工程や取扱施設の状況にあわせた管理対策を実施する。

(1) 適正管理を行う化学物質

特定化学物質、及び事業者が自主的に選定した化学物質を適正に管理する。

(2) 管理方針等の策定

管理方針に即して、具体的な目標、達成の方策等の管理計画を定め、実施する。

(3) 化学物質の情報の収集及び整理

- ・ SDS（安全データシート）等に基づき、化学物質の性状等に関する情報を収集、整理する。
- ・ 化学物質の排出抑制に関する技術情報を収集するよう努める。

(4) 化学物質の取扱量の把握

取扱量は「製造量」、「使用量」及び「その他の取り扱う量」を合計し算出する。（詳細は 15 頁へ）

(5) 化学物質の取扱工程の把握

各取扱工程の作業内容と化学物質の環境への排出量を確認する。

(6) 化学物質の管理対策

- ・ 取扱施設の保守管理
- ・ 化学物質の排出抑制対策
- ・ 化学物質の再利用等使用の適正化
- ・ 化学物質の新規導入時の配慮
- ・ 取扱マニュアルの作成

3 化学物質に関する市民への情報提供

事業者は、化学物質の排出状況や管理の状況について市民の理解の増進を図るため、窓口を明確にするほか、環境報告書の作成、配布を行うなど情報の提供に努める。

4 事故の未然防止対策及び事故時の措置

事業者は、化学物質に係る事故の発生の未然防止対策や事故時の措置を定める。

(1) 事故の未然防止対策

- ・ 取扱施設に係る事故の防止対策
- ・ 工場等外への流出防止策
- ・ 事故処理マニュアルの作成

(2) 事故時の措置

- ・ 事故の状況の把握と応急措置
- ・ 関係機関への通報及び周辺への広報
- ・ 環境調査の実施
- ・ 再発防止策

5 管理体制の整備

事業者は、本指針2から4までに定める措置を適切に実施するための管理組織を設置し、その業務を明確にするとともに、従業員への研修や事故を想定した訓練を実施する。

(1) 管理組織の設置

管理責任者、各部門における責任者を選任するとともに、管理組織を設置し、役割分担を明らかにした組織図を作成する。

(2) 管理責任者等の業務

- ・ 管理責任者は、管理組織において各部門における責任者の職務分担の決定に関することなどについて検討し、その結果を事業者に報告する。
- ・ 各部門における責任者は、管理責任者が定めた職務分担に従い化学物質を取り扱う担当者を指導し、適正に取り扱うよう努める。

(3) 従業員への研修及び訓練等の実施

- ・ 化学物質の適正な管理に関する知識及び技能向上を図るための研修を実施する。
- ・ 事故を想定した訓練を定期的かつ計画的に実施する。

6 ISO14001による環境管理システムとの関係

事業者が、本指針2から4までに定める措置をISO14001による環境管理システム等において実施している場合は、その措置を本指針に基づく措置とすることができる。

7 特定化学物質等適正管理書の作成

事業者は、特定化学物質の管理方法や事故時の措置等について取りまとめた特定化学物質等適正管理書を作成する。

- (1) 管理方針及び管理計画
- (2) 取り扱う特定化学物質の名称
- (3) 特定化学物質の取扱施設における管理方法
- (4) 事故の未然防止対策及び事故時の措置
- (5) 管理組織